

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第598号の2の2中「附則第4条第1項」を「附則第11条第1項」に
改め、同項第598号の2の2の2中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、関係規定
を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。